労災・職業病患者に対する「はり・きゆう」 等の保険給付打切りに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年五月二十六日

衆

議

院

議

長

福

田

殿

出 者 小 沢 和 秋

提

労 災 職 業 病 患 者 に 対 す る は り • き ゆ خُ 等 \mathcal{O} 保 険 給 付 打 切 り に 関 す る 質 問 主 意 書

労 働 省 は 昨 年 五. 月、 労 災 保 険 に お け る、 は り • き ゆ Ś 及 び 7 ツ サ ジ \mathcal{O} 施 術 に 係 る 保 険 給 付

 \mathcal{O} 取 扱 1 に 0 1 て とい う 通 達 (基 発三七 五. 号) を発し、 七 月 ___ 日 か 5 実 施 L た。

 \mathcal{L}

の 三

七

五.

通

達

は

は

り

きゆう

 \mathcal{O}

施

術

が

労

災

職

業

病

 \mathcal{O}

治

療

に

کے

0

て

根

治

療

法

とし

て

 \mathcal{O}

医

学 的 効 果 が 認 8 5 れ な 1 とし て、 施 術 で きる 要 件 を せ ば \emptyset るととも に、 施 術 期 間 を 原 則 کے L て 九

カ月間にきり縮めたものである。

本 涌 達 \mathcal{O} 実 施 に ょ り、 全 玉 で 七 百 名 以 上 \mathcal{O} 労 災 職 業 病 患者 が 症 状 固 定 • 治 ゆ と労 働 省 12

方 的 に 認 定 さ れ 保 険 給 付 が 打 5 切 5 れ 治 療 \mathcal{O} 継 続 医 療 費 生 活 費 \mathcal{O} 間 題 及 び 職 場 復 帰 \mathcal{O} 保

障 な تلح \mathcal{O} 点 で 深 刻 な 状 況 に 直 面 L て 1 る。 ょ 0 て、 以 下 \mathcal{O} 点 に 0 7 7 質 間 す る。

今 回 保険 給 付 が 打 5 切 5 れ た 患 者 はすべて、「症状が 固 定 し、 治 ゆ L た とい う 労働 基 準監 督

署 0) 認 定 に 基 づ き給 付 が 不支給とさ れ た ŧ 0) で あ る

ところ が 労 働 省 が 今 口 0 打 切 り 措 置 を 行 っ う 前 に 患 者 \mathcal{O} 主 治 医 12 求 \Diamond た 診 断 書 意 見 書 で

は、 そ \mathcal{O} ほ とん どが 症 状 固 定 B 治 ゆ を 認 め た ŧ のは なく、 症状は不 -安定で あ ŋ, ま L 7 B 治 ゆ

L て お らず、 治 療 \mathcal{O} 継 続 が 必 要 つであ るとし て 1 る。

(-)主治 医 0 医 学 的 判 断 が 右 に述べ た 内 容 でで あ るに . も か か わ らず、 労働 省が 「症状固定・ 治 ゆ

と認定した判断の基準は何か。

(二) 患 者 \mathcal{O} 症 状 を 判 断 認 定 す ることは 極 \Diamond 7 重 要 な 結 果 を ₽ た 5 す ŧ \mathcal{O} で あ る が、 行 政 側 が

れ を 行 う 場 合 \mathcal{O} 法 令 上 \mathcal{O} 根 拠 は 何 か。

(三) か か る 判 断 認 定 を 行 う場 合 慎 重さと十 · 分 な 診 察 を行うこと は 最 低 \mathcal{O} 前 提 で あ る。 労 働

省 は 主 治 医 \mathcal{O} 判 断 と は 別 に、 局 医 \mathcal{O} 意 見を参考に L たと言つて 7 る が 局 医 は 直 接 患 者 を 診

察 したの かどう か。 診察をせず ĺζ 局 医 カゝ 5 出され た意見 は、 重大な判断 を 行う上 での 医学上

の意見たり得ると考えるのかどうか。

(四) 労 働 省 が 症 状 古 定 治 ゆ と 認 定 したとし っても、 患者 自 身 \mathcal{O} 自 覚 症 状 が あ ý, L カン Ł 主 治

医 が 治 療 \mathcal{O} 継 続 が 必 要と 判 断 L 7 ** \ る場合、 当然のことなが 5 治 療 は 続 け 5 れ るべ き で あ

る。 L か し、 労災 保 険 給 付 が 打 5 切ら れ、 L か ŧ 「業務上に起因」 す る疾病 で あ る限 り、 健 康

保 険 法 第 条 \mathcal{O} 「業務 外 1 事 由二 因 ル 疾 病 \mathcal{O} 規定によつて、 同 法に よる 給 付 \mathcal{O} 対 象となら な

1 ことに な る が ک 0 場 合、 体 誰 が \mathcal{O} 治 療 費 を 負 担することに な る \mathcal{O} か 改 \Diamond 7 申 L

さ れ 7 1 る 以 上 自 己 負 担 す べ き 何 ら \mathcal{O} 理 由 は 存 在 L な 1 \mathcal{O} で あ る。 明 確 な 見 解 を 求 \Diamond る。

労災 保 険 制 度 0) 目 的 \mathcal{O} つ は 社 . 会 復 帰 \mathcal{O} 促 進」 同 法 第 条) に あ る が、 今 口 \mathcal{O} 措 置 は 保 険 給

述

ベ

る

ま

で

ŧ

な

7

が

玉

民

皆

保

険

制

度

 \mathcal{O}

₽

と

で、

且

0

又、

業

務

上

に

起

因

す

る

疾

病

とし

7

認

定

付 \mathcal{O} 打 切 り にとどまらず、 患 者 \mathcal{O} 職 場 復 帰 を t 木 難 に し、 解 雇 • 退 職とい う 患 者 \mathcal{O} 労 働 権 そ \mathcal{O}

ものを脅かすことになりかねないものである。

踏 精 ま 神 頸 労 働 え、 的 特 肩 別 に 腕 省 職 不 \mathcal{O} 症 は 安定 場 対 + 候 復 策 群 年 な状状 帰 を 前 進 に な \mathcal{O} は 況 \Diamond تلح 昭 短 に てきた。 和 \mathcal{O} 時 あ 労 兀 ると + 間 災 八 \mathcal{O} ک 勤 V) 職 年 $\dot{+}$ 務 う \mathcal{O} 業 カコ 両 五. 病 5 側 九 患 月 \equiv に、 徐 面 者 々 を 通 \mathcal{O} 統 に 達 職 長 慣らし は 場 期 的 復 療 12 患 帰 養 7 とら 者 を を 7 が 促 余 え くという段階 身 進 儀 7 体 す な お Ź < 的 り、 さ に た 傷 め、 れ 長 7 0 的 期 7 基 7 療 て 発 る • 計 養 1 五. るだ 画 者 九三 む ちう 的 で け 号 な あることを で 5 職 通 なく、 場 達 症 復 を B 帰 発

ことによ ところが、 り、 休業 会 社 中 か \mathcal{O} 5 患者に、 患 者 本 人 突然 に 治 症 ゆ 状 固 で 定 あ る以 治 ゆ 上 と労働 出 勤 せ 省 ょ が と 認 \mathcal{O} 定 復 し、 職 命 会社 令 が に 出 t さ 涌 れ 知 7 L た 1

訓

練

がどうし

ても

必

要で、

あるとするも

ので

あつた。

る。

 \Diamond た ま た、 か ら普通勤 時 間 務 兀 に 時 復帰 間 など せよと強要が 短 時 間 で \mathcal{O} なされ、 職 場 復 帰 勤 訓 務 練 できない 中 \mathcal{O} 労 働 労働 者 12 時間 ŧ, は 労 欠 勤 働 扱 省 が 7 に 治 され ゆ کے る 認

労 働 者 ŧ 出 7 7 る。

労 働 省 が 行 0 た 治 ゆ 認 定 は、 即、 普 通 勤 務 が 可 能 で あ ると意 味 す る \mathcal{O} か。

(二) る ŧ と考えるが 労働 はどう指導 か。

企業

 \mathcal{O}

この

ような扱

, \

は、

五.

九三

通

達

 \mathcal{O}

段

階

的

計

画

的

な職

場

復

帰

訓

練

 \mathcal{O}

必

要性

を否定

す \mathcal{O} 省 す る 0)

う。

(三)

企

業

が

段

階

的

訓 練

就

労を認

 \Diamond

な

١ ر

場

合、

欠

勤

扱

7

カゝ

ら結

局

は、

解

雇問

題

も発生するであろ

労 働 省 が 治 ゆ 認 定 L たことが その 原 因 で あ り、 解 雇 させ な 1 た 8) に、 労働 省 は 具 体 的 に

どうす る \mathcal{O} か

(四) 保 険 給 付 を 打 5 切 5 れ た患者 0 な か に は 復 帰 す る 職 場 が 倒 産 等 で なく な つ 7 1 る 労 働 者

t 1 る が こ の ような生活 \mathcal{O} 途を絶た れ · た 者 12 は、 どの ような生活 補 償、 就 労 保障 を考えて

1 る 0 か。

(五) 無 理 を押 L て 職 場 復帰 再び症 状 がが 悪 化 するなど再 発 0 場 合どの ように 取 り 扱 うの か。

 \equiv 今 口 \mathcal{O} 対 象 者 は 頸 肩 腕 症 候 群 など難 治 性 \mathcal{O} 長 期 療 養 者が 多数で あ る。

今回の三 七 五. 通達実施によつて、 今後は保険給付 の打切 つりが 「制度化」されることにな らり、

そ

 \mathcal{O} 都 度、 今 回 のような深刻な事態が 繰り返されることになるのである。 従つて、今、 最 も重 要

なことは、 頸 肩 腕 症候 群などの 労災 • 職業病に対して抜本的な治療方法を研究 Ļ 確立するこ

とである。

(二) (一) 労 働 省 は、 こ の 問 題 に つ ζ, てどの ような 対 策 を 持 0 て 7 る 0 か。

労 働 省 は、 厚 生 省 Þ 文部省と協 議 し、 本 格 的 な 検 討 を 行 うべ きだと考えるがどう か。

右質 間 す る。